

身体拘束最小化の取り組み

「身体的拘束最小化」へ

新成病院では、入院患者さんの尊厳と主体性を尊重し、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしない治療や支援を目指しています。また、身体拘束を行わないだけでなく、入院患者さんがより安心・安全に過ごせるよう、日頃から環境整備や支援の工夫、緊急時の対応策等を検討し治療や支援の向上に努め、身体拘束を原則、禁止とします。

身体拘束をおこなうことがやむを得ない場合

新成病院では身体的拘束を入院患者さんの生命や身体保護を目的に緊急やむを得ない状況において、下記の原則を遵守する場合で、ご本人もしくはご家族の説明同意の元での実施に限ります。

- ・ 本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと（切迫性）
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える方法がないこと（非代替性）
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的であること（一時性）

身体的拘束の実施割合

当院の身体的拘束最小化の基準に係る実施割合は以下の通りです。

対象期間（2026年4月1日～2026年6月30日）

入院料算定日数	身体的拘束実施日数	身体的拘束の実施割合
5478 日	756 日	13.8 %

令和8年7月



一般財団法人 児玉報謝会

新成病院